

議案第 7 号

木古内町公営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

木古内町公営住宅の設置、整備及び管理に関する条例(平成 9 年条例第 21 号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 9 月 14 日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町公営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例

木古内町公営住宅の設置、整備及び管理に関する条例（平成9年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「省令第8条」を「省令第7条」に改める。

第36条及び第37条中「政令第11条」を「政令第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。